



心の不調を言えますか？ みんなでつくる健康職場

陸災防「令和元年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品



令和元年 11 月 No.605
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料 3,600 円)

- 第55回全国陸運労災防止大会を滋賀県で開催 (1)
- 年末・年始労災防止強調運動を実施します (2)~(4)
- 荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)のご案内 (5)
- トラック荷台での積荷の安全・適切な固定固縛研修会のご紹介のご案内 (6)~(7)
- 連載Ⅰ「マコマコ博士のメンタルヘルス」(12)~(13)
- [厚労省]「過労死等防止啓発月間」のお知らせ (10)
- 過労死等防止対策セミナーのご案内 (11)
- 連載Ⅱ「陸運労災防止規程」について(最終回) (12)
- 災害事例とその対策(荷役) (12)~(13)
- 新しいポスターのご案内(頒布中です!) (14)
- [厚労省]「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」を開催します(16)~(17)
- 小企業無災害記録表彰 (18)
- 労働災害発生状況 (18)
- 陸運業 死亡災害の概要 (19)
- [厚労省]長時間労働改善に向けたポータルサイトご紹介(19)

第 55 回 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

11 月 7 日(木) 滋賀県で盛大に開催



第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

当協会主催、厚生労働省、国土交通省、警察庁、滋賀県及び大津市の後援による「第 55 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」が、11 月 7 日(木)、滋賀県大津市の大津市民会館において、全国各地から 800 名を超える会員、関係者の参加を得て、盛大に開催されました。

今大会は、昨年の死亡者数が前年同期に比べ増加していること、また、昨年度からスタートした「労働災害防止 5 か年計画」の目標達成に向けて、なお一層積極的な労働災害防止活動を展開していくことを決意する大会となりました。

大会の詳細については、当誌 12 月号に掲載いたします。



全国大会会場 大津市民会館

年末・年始労働災害防止強調運動（令和元年度）

本年 9 月末現在における陸運業における労働災害による死亡者数は、前年同期比 28.8%の減少となっているものの、死傷者数は、前年同期に比べ 8.2%の大幅増となっています。この憂慮すべき事態を重く受け止め、より一層労働災害防止に向けた取組を、陸災防本部、支部、会員事業場が一丸となって推進することが必要となっています。

陸災防では、12 月 1 日から 1 月 31 日までの間を「年末・年始労働災害防止強調運動」として展開します。年末・年始は荷動きの増加や冬期における気象条件等により労働災害が発生しやすい時期でありますので、今一度事業場内の安全管理体制を確認いただき、労働災害防止活動をなお一層積極的に実施していただきますようお願い申し上げます。

令和元年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、昨年度「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2018 年度～2022 年度）を策定し、

- ①死亡者数：2013 年～2017 年の 5 ヶ年間の総数を 2018 年から 2022 年の 5 ヶ年間に 15%以上減少させる。（2019 年は、99 人以下）
- ②死傷者数を 2017 年から 5%以上減少させる（2019 年は、15,356 人以下）
- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和元年（9 月末現在速報値）の労働災害発生状況は、死亡災害が 60 人（前年同期比 +3 人、+5.3%）と増加、死傷災害は 10,043 人（前年同期 -275 人、-2.7%）と減少となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動無理な動作（腰痛）、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止により一層強力に取り組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成 25 年 3 月に厚生労働省から「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）が公表されていることを踏まえ、トラック荷台での積荷の安全・

適切な固定・固縛研修会及び荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育の開催の実施等により、目下、その周知・普及に向け取り組んでいるところである。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意し、以下のスローガンの下に取り組むものである。

スローガン

「受ける健診無駄にせず

今から見直す生活習慣」

（令和元年度安全衛生標語 健康部門入選作品）

2 実施期間

令和元年 12 月 1 日（日）から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで

3 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

4 後援

厚生労働省

5 実施者

会員事業場

6 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約 7 割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業

における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、「荷役災害防止安全教育」を実施する等、荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月改正）の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。
- (3) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施や、ストレスチェック制度の実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施を推進する。
- (4) 陸運業の労働災害防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。そのため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

7 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロール
 - ・事業場を集めての安全衛生研修会、セミナー
 - ・陸運災害防指委員会会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る
 - ・平成29年10月26日施行の変更「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」
 - ・「陸上貨物運送事業労働災害防止計画のあらまし」（2018年～2022年）
 - ・荷役作業安全ガイドライン（平成25年

3月）

- ・ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策
 - ・「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」
 - ・「はい作業の安全」（DVD）
 - ・「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（DVD）並びに「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」（DVD）
 - ・「STOP！転倒災害プロジェクト」を踏まえた転倒災害防止対策
 - ・「腰痛予防対策講習会（厚生労働省委託事業）」への積極的な参加勧奨
- (3) 行政との連携、広報等
 - ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
 - ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
 - ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。
 - 8 会員事業場の実施事項
 - ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
 - ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
 - ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
 - ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
 - ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表(共通)

令和元年5月作成

Table with 4 columns: 事業場名, 点検年月日, 令和 年 月 日, 点検者氏名, 従業員数, 人, 印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「炎防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

Main inspection table with columns: 点検項目, 点検結果 (Yes/No/Not Applicable), 備考

(注) 荷役ガイドライン: 厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 炎防規程: 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- 作業計画の作成(車両系荷役運搬機械による作業)
荷役災害防止の担当者の指名*
車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任
積卸し作業指揮者の選任(一の荷でその重量が100kg以上)
荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*
荷役作業の危険予知訓練
荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置
荷役災害防止の措置
荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)*
トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*
主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備
荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー エ テールゲートリフター オ ローレルボックスバレット
作業開始前点検(該当するものに○をつけてください。)
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他
定期自主検査(同上)
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
危険作業従事資格者の配置(同上)
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい/作業 エ 玉掛け作業 オ その他
保護帽(墜落時保護用)
安全靴の使用

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- 運行管理者の選任
交通労働災害防止を担当する者への教育の実施
(2) 適正な労働時間
時間外労働及び休日労働に関する協定
(原則: 1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)
拘束時間等(1ヶ月298h以内)(1日13h以内)(1日の運転9h以内)(1日の運転50h以内)
(3) 走行管理等
走行計画の作成及び指示
走行経路の決定
乗務記録に基づく適正な走行管理
点呼の実施
乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認
乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認
(4) 安全衛生教育、意識の高揚
交通危険予知訓練
運転適性診断
意識の高揚(該当するものに○をつけてください。)
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 課題募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関連する項目です。

【受講料無料】荷役ガイドラインに準じる講習会

荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では陸運業の荷役災害を防止するため、平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者と荷主等が連携したそれぞれの取組事項を示しました。

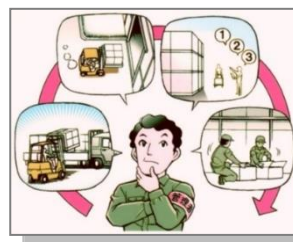
この荷役ガイドラインでは、陸運事業者及び荷主等それぞれに、荷役災害防止の担当者をおくとともに、荷役災害防止に必要な安全衛生教育を実施することを求めています。

本年度、当協会では、厚生労働省の補助事業として、「荷主等の荷役災害防止担当者」に対する安全衛生教育の講習会を全国47か所で開催いたします。受講料は無料です。

荷主等の企業の皆さまの積極的なご参加をお願いいたします。

講習会への参加を希望される方は、下記の開催地の陸災防支部にお申し出いただくようお願いいたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。



「荷役災害防止担当者教育講習会(荷主向け)」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
青森	1月27日(月)	青森県トラック総合会館	大阪	11月28日(木)	大阪府トラック総合会館
岩手	12月4日(水)	岩手県トラック協会総合研修会館	和歌山	11月25日(月)	ルミエール華月殿
秋田	11月27日(水)	秋田県トラック協会研修センター	鳥取	11月13日(水)	新日本海新聞社 中部本社
山形	11月18日(月)	山形県トラック総合会館	島根	12月6日(金)	いきいきプラザ島根
福島	2月13日(木)	福島県トラック協会 県中研修センター	広島	11月13日(水)	広島県トラック総合会館
栃木	11月19日(火)	栃木県トラックサービスセンター	山口	11月20日(水)	山口県トラック協会研修会館
埼玉	11月19日(火)	東部従業員サービスセンター	徳島	11月20日(水)	徳島県トラック会館
千葉	1月17日(金)	千葉県トラック会館	香川	11月21日(木)	香川労働基準会館
神奈川①	11月12日(火)	藤沢市建設会館	愛媛	11月21日(木)	愛媛県トラック総合 サービスセンター
神奈川②	12月9日(月)	神奈川県トラック総合会館	福岡	11月29日(金)	福岡県トラック総合会館
新潟	1月20日(月)	新潟県トラック総合会館	佐賀	11月21日(木)	佐賀県トラック協会研修会館
静岡	11月13日(水)	静岡県トラック協会研修センター	長崎	1月15日(水)	長崎県トラック協会研修会館
愛知	12月6日(金)	愛知県トラック会館	熊本	11月12日(火)	阿蘇熊本空港ホテル エミナース
三重	12月9日(月)	プラザ洞津	鹿児島	1月17日(金)	鹿児島サンロイヤルホテル
京都	1月20日(月)	京都テルサ			
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。			宮城、茨城、東京、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、岡山、高知		
右の都道府県につきましては、開催終了または不開催です。			北海道、群馬、富山、長野、滋賀、兵庫、大分、宮崎、沖縄		

トラック荷台での積荷の安全・適切な 固定固縛研修会のご紹介とご案内（受講料：無料）

陸運業の荷役作業時に発生する労働災害の中で、トラック荷台等からの墜落・転落が最も多く発生していますが、これに次いで多いのがトラック荷台等での荷崩れによる災害となっています。

このような背景を踏まえ、昨今の荷役作業の実情を反映した積荷の固定・固縛作業に焦点を当て、当協会では平成30年度に器具メーカーや労働災害防止の専門家などから構成される委員会設置。積荷の固定・固縛に関するテキストを作成し、令和元年度から本テキストに基づく研修会を全国各地で開催しています。



熊本県会場の様子



チェーンレバーホイスト

一般的に荷締の役割を果たす荷締機（にしめき）にはいくつかの種類がありますが、主に重量物の積荷に掛けたワイヤーを締める方式の「チェーンレバーホイスト」（写真）、主にロールボックスパレット（カゴ車）などの積荷を荷室の腰高に設置されたレールにベルト両端のフックを掛けて締める方式の「ベルトラッシング」の2種類について、取り上げています。

この研修会では、主として、

- ①積み付け・固縛機器の取扱い
- ②荷締め機の不備による災害事例及びその対策
- ③荷役作業ガイドラインの理解

について説明を行っています。

受講料は無料の研修会です。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。開催日及び会場につきましては次ページの研修会案内をご覧ください。



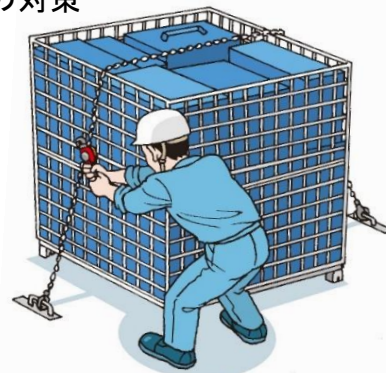
「トラック荷台での積荷の安全・適切な固定固縛研修会」のご案内

- 内 容**
- 1 積付け・固縛機器取り扱いの注意
 - 2 荷締機の不備による労働災害及びその対策
 - 3 荷役作業安全ガイドラインの概要

定 員 約 50 名(先着順)

参加費 無料

会場・申込方法 支部へご連絡ください。



「トラック荷台での積荷の安全・適切な固定固縛研修会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	2月13日（木）	函館地区トラック協会	静岡	2月19日（水）	静岡県トラック協会研修センター
青森①	1月28日（火）	青森県トラック総合会館	愛知	1月15日（水）	愛知県トラック会館
青森②	1月29日（水）	三八地区研修センター	三重	2月5日（水）	三重県トラック会館
岩手	12月4日（水）	岩手県トラック協会総合研修会館	滋賀	12月10日（火）	滋賀県トラック総合会館
宮城	2月21日（金）	トラック研修センター	京都	11月15日（金）	文化パルク城陽
秋田	2月14日（金）	秋田県トラック協会研修センター	奈良	11月12日（火）	文化パルク城陽
山形	11月14日（木）	山形県トラック総合会館	和歌山	11月26日（火）	ルミエール華月殿
福島	11月20日（水）	福島県トラック協会 県中研修センター	岡山	11月27日（水）	岡山県トラック総合研修会館
栃木	1月28日（火）	栃木県トラックサービスセンター	徳島	12月3日（火）	徳島県トラック会館
千葉	11月15日（金）	千葉県トラック会館	香川	12月13日（金）	香川労働基準会館
東京	1月29日（水）	東京都トラック総合会館	福岡	1月24日（金）	北九州緊急物資輸送センター
神奈川	2月12日（水）	神奈川県トラック総合会館	佐賀	11月27日（水）	佐賀県トラック協会研修会館
新潟	3月2日（月）	新潟県トラック総合会館	大分	1月29日（水）	レンブラントホテル大分
石川	1月20日（月）	石川県トラック会館	沖縄	1月22日（水）	九州沖縄トラック研修会館
岐阜	3月6日（金）	岐阜県自動車会館			
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。			茨城、埼玉、山梨、兵庫、島根、愛媛		
右の都道府県につきましては、開催終了です。			群馬、富山、福井、長野、大阪、鳥取、広島、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島		

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士の

メンタルヘルス (第8回)

テーマ「血液型と性格の話題はなぜ、男女で盛り上がるのだろうか…」

精神科医 夏目 誠

血液型の話題で
盛り上がる合コン「血液型」と「性格」の関係はなぜ、人気テーマか
イマイチの「合コン」

イラストのように合コンが始まりましたが、どうもイマイチ盛り上がりません。会話がプツンプツン途切れてね。お互いに相手を見ながら、「もう1つ」、「今日はハズレ」と思っているからでしょうか？

血液型の話すれば空気が変わった！

気を利かした女性幹事の美優さんが「私はB型で、熱しやすく冷めやすい、個性的と言われます！」、「B型はもてないようで、クシユンです」と語れば、男性幹事の修治さんは「A型とB型は合わないね。それってキャラが合わないからね」と言う。どっと笑いが起きます。そこから、血液型について話がどんどん盛り上がっていきました。

その後は自然に会話が弾み、メールのアドレス交換が行われたようです。2時間の合コンのうち、約半分が血液型の話題でした。理由は、関心があり、わかりやすく、男女の組み合わせパターンがあるからです。

3日後、美優さんのもとに、修治さんから「食事しませんか？」とのメールが届きました。「B型の女性は苦手」と言った彼からですが、美優さんは気持ちが高揚していったのです。血液型合コンで盛り上がり、デートまでに発展しました。このようなパターンはよく見られるもの。

関連はあるのでしょうか？

では「血液型と性格」の関連性について検討しましょう。果たして科学的な根拠はあるのでしょうか。残念ながら医学的に検討すれば、関係は乏しいようです。

かといって、血液型の話で盛り上がっている時に「医学的根拠はない」という発言は控えたほうがいいでしょう。結論から言えば、話題のきっかけや接ぎ穂として有効であり、かつ盛り上がるので活用した方がいいですよ。

「血液型」と「性格」は構造や働きなどが異なる

なぜ、根拠がないのでしょうか？前回、お話ししたように性格形成には、親から受け継いだ素因の影響が最も強く、次いで環境要因と親の育て方が関与しています。

一方、血液型はウィキペディアによれば、初め「血液の型」として出発したのでこの名があるのですが、その後の研究において、血液のみに関わらず一個人の細胞、臓器、体液にはもちろん、毛髪などの硬組織にも分布する個人を血清学的に識別できる方法であることが分かってきました。このように両者は構造や働きなどが異なるからです。



血液型が性格となれば

ダメな点は

1. 親から受け継ぐ素因、育て方、環境などが関与が無視される
2. 人間の多様性が失われます
3. 環境は関係しなくなりますよ
4. 努力改善は？
5. とても「4型」には収まらない

良い点は

1. 判断がしやすい
2. わかりやすい
3. 努力が関係しない



最後に血液型が性格になった場合の良い点とダメな点をまとめました。遊び気分で知っておいてくださいね。

【厚生労働省からの「過労死等防止啓発月間」のお知らせ】

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
（無料でどなたでも参加できます。）

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。


専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>




厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

事業主の皆様へ

大企業・事業主による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！




働き過ぎていませんか？



働くことは大切。
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを理解していますか。
健康のために必要なのは、適切な労働時間と健全な労働環境。
あなたは働き過ぎていませんか？
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しよう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する相談はこちら

0120-794-713
10月27日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト▶ 過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー 開催のご案内

陸運業界の過労死等の防止ならびに健康起因事故の低減を図ることを目的に、「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を昨年度とカリキュラムを変更して全国各地で実施いたします。

本セミナーでは、過労死等の実態、過労死等防止計画の概要説明並びにドライバーの健康管理について、専門的な立場から解説しますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。

- 主 催：全日本トラック協会、都道府県トラック協会
 共 催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）、陸災防支部、
 労働者健康安全機構、都道府県産業保健総合支援センター
 受講対象者：経営者及び運行管理者等
 受講料：無料
 開催時間：13時30分～16時30分（開催地によって異なる場合があります）
 受講申込先：都道府県トラック協会又は陸災防支部

令和元年度「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	11月1日（金）	北海道トラック総合研修センター	長野	1月15日（水）	長野県トラック会館
青森	2月17日（月）	青森県トラック協会研修センター	京都	1月23日（木）	京都自動車会館
宮城	11月19日（火）	宮城県トラック研修センター	広島	2月4日（火）	広島県トラック総合会館
秋田	11月28日（木）	秋田県トラック協会 中央研修センター	山口	2月14日（金）	山口県トラック協会研修会館
福島	10月30日（水）	福島県トラック協会 県中研修センター	徳島	1月23日（木）	徳島県トラック会館
群馬	11月15日（金）	群馬県トラック総合会館	高知	12月6日（金）	サンピアセリーズ
東京	11月22日（金）	東京都トラック総合会館	鹿児島①	11月14日（木）	北薩地区研修センター
新潟	2月17日（月）	新潟県トラック総合会館	鹿児島②	11月15日（金）	鹿児島県トラック研修センター
右の都道府県につきましては、開催決定次第ご案内いたします。			奈良、和歌山		
右の都道府県につきましては、開催終了または不開催です。			岩手、山形、茨城、埼玉、千葉、栃木、神奈川、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、沖縄		

【連載Ⅱ】第 16 回(最終回) 安全衛生管理体制の点検にお役立てください！

「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」について

今回は、いよいよ最終回です。前回に引き続き残りの作業環境管理及び作業管理について説明します。

10 作業環境管理及び作業管理

(5) 暑熱な環境下での作業

高温多湿作業場所において荷の取扱い作業を行うときは、労働者に熱中症の予防についての基礎知識を持たせ、必要な対策を講じなければなりません。

(熱中症の基礎知識)

「熱中症」とは暑い環境で生じる健康障害の総称で、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病に分類されます。めまいやふらつきなどの熱中症の初期症状が現れたら涼しい場所に避難し、水分補給を行いましょ。意識がない場合は救急車を呼び、無理に水分を飲ませず、体を冷やしましょ。



(6) 酸素欠乏危険場所

酸素欠乏とは、空気中の酸素濃度が 18% 未満である状態をいいます。ちなみに通常は 21% です。酸素欠乏危険場所とは、このような酸素欠乏のおそれのある場所として、令別表 6 で示された場所のことです。

災防規程第 8 条の解説で示したように、陸運業においては、次の酸素欠乏危険場所が該当する場合があります。

<酸素欠乏危険場所>

- ① 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部

- ② 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきこの類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- ③ ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部

(7) 酸素欠乏危険場所の作業

酸素欠乏危険場所において荷役作業等を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、災防規程第 77 条に記載されたように、作業方法の決定、作業指揮、酸素濃度測定などの事項を行わなければなりません。

なお、表の酸素欠乏危険場所は、第 1 種酸素欠乏危険作業に該当しますので、酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を酸素欠乏危険作業主任者として選任する必要があります。

(8) 粉じんの発散する場所における作業

労働者に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等を使用させなければなりません。

呼吸用保護具には防じんマスク等があり、原則として厚生労働大臣の検定を受けたものを使用します。また、防じんマスクについては、その着用の仕方にも注意することがひつようです。

(注)「防じんマスクの選択、使用等について」：厚生労働省通達平成 17 年 2 月 7 日基発第 0207006 号

(9) 受動喫煙の防止

労働者の受動喫煙を防止するため事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるものとします。

災害事例
と
その対策

勝手な拡大解釈は止めて、ルールは必ず守ろう！

今回ご紹介する災害事例はフォークリフトの用途外使用で、残念ながら毎年発生する災害です。用途外使用は重大災害に繋がり、法律では以下のように規定されています。

労働安全衛生規則 151 条 14（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。

解釈例規 第 151 条の 14 関係 昭和 53. 2. 10 基発第 78 号

ただし書の、「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場所で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

今回の原因はフォークリフトの用途外使用であり、災害事例とその対策について、再確認いたします。

1 事業の種類

一般貨物自動車運送業
（事業場労働者数：3人）

2 発生日時：8月 16時頃

3 発生場所：配送先荷捌き場

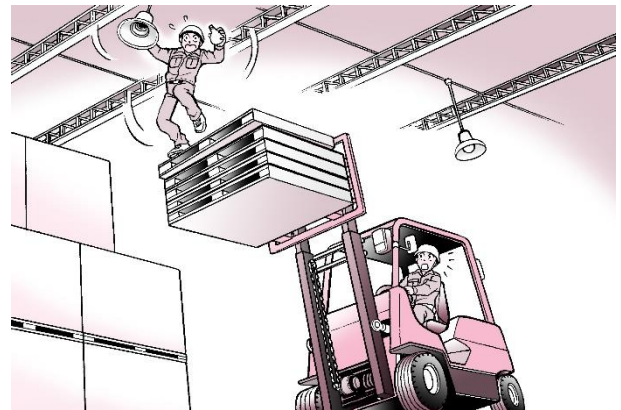
4 被災者：作業員・技能者 41歳

5 傷病の程度：死亡

6 災害発生状況

被災者は、倉庫1階天井の蛍光灯を交換するため、フォークリフトのパレット上に乗り高さ約5mの位置まで上昇した。蛍光灯の交換後に周辺に蜘蛛の巣があるのに気づき、取り除く機会は今回しかないと考え、フォークリフト運転者に濡れ雑巾を持って来る様に指示をして、届くのを待っている間も上昇した

パレット上で待機していた。被災者はパレット上で待機している間に、何らかの原因でバランスを崩して、パレット上から墜落した。



7 想定される被災時の状況、行動及び心理等

(1) 被災者の心理

- ① フォークリフトを用途外使用しても問題ないと考えていた。
- ② 高所のパレット上（不安定な場所）で待機しても危険を感じなかった。
- ③ 類似災害事例を理解していなかった。

(2) 被災場所の状況

- ① 管理・監督者による安全確認は行われていなかった。
- ② 倉庫内のため傾斜もなく、フォークリフトの走行・停車状態は問題無し。

(3) 被災者の行動

- ① フォークリフトの用途外使用を行っていた。
- ② 解釈例規に示す様な安全対策を行っていなかった。
- ③ 5mから転落することを想定していなかった。

8 推定原因

フォークリフトの用途外使用を行い、解釈例規に示す様な安全対策を行わずに5m上のパレット上（不安定な場所）で待機したため、何らかの原因でバランスを崩して、墜落したと考えられます。

(1) 物の不安全な状態

- ① 解釈例規に示す様な安全対策の未実施

- ② パレット上（不安定な場所）での待機
- (2) 人の不安全な行動
 - ① フォークリフトの用途外使用
 - ② 高所でパレット上（不安定な場所）での待機
- (3) 管理面での不安全な要因
 - ① フォークリフトに対する安全教育を実施していたか？
 - ② 管理・監督者による現場確認は行われていたか？
 - ③ フォークリフトの用途外使用の災害事例を周知していたか？
- 9 まとめ（再発防止対策）
 今回の災害はフォークリフトの用途外使用

による墜落災害であり、毎年類似災害が発生しています。

足場設置や高所作業車による作業を行えば、今回の災害は発生していませんが、「安全より効率優先」、「少しぐらい大丈夫」、「事故は起こらない」と考えて行動した結果ではないでしょうか？

労働災害は類似災害の繰り返しであり、各現場で考えられる類似災害の周知及び安全教育の継続による意識向上が解決策と考えられます。

事業規模が小さい組織でも工夫して解決策を実践していただくことを願っています。



【新しいポスターのご案内（頒布中です！）】
健康診断結果を活かすためにご活用ください！



安全ポスター No.76
 価格：210円（税込）

陸災防では、「年末・年始労働災害防止強調運動」（12月1日から1月31日まで実施）のスローガン「受ける健診無駄にせず 今から見直す生活習慣」（安全衛生標語 健康部門優秀作品）をテーマとしたポスターを作成し頒布中（価格210円（税込））です。ポスターを掲示し、健康障害防止の意識高揚にご活用ください。

安全ポスター No.76 申込書

申込年月日	年 月 日 曜日
申込者名（請求先） 及び 担当者名	☎ FAX
送付先	〒
品名	安全ポスター No.76
数量	
お支払方法	<input type="checkbox"/> 請求書払い <input type="checkbox"/> 代金引換
通信欄 請求先・送付先等が異なる場合の住所や要望等	

空欄に必要事項をご記入いただき、下記番号へFAXにてお申込みください。
 FAX 03-3453-7561

【厚生労働省からのお知らせ】

「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」を開催します

～荷主企業・トラック運送事業者に向けて全国47都道府県で全50回開催～

厚生労働省は、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」を、今年10月から来年3月までにかけて、全国47都道府県で全50回開催します。このセミナーは、貨物を運送するトラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者の皆さまに向けてお知らせするものです。

トラック運転者は、他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあります。その背景には、荷主や配送先の都合により、長時間の荷待ち時間（貨物の積み込みや荷下ろしの順番を待つ時間）や、手荷役（手作業での貨物の積み込みや荷下ろし）が発生するなど、貨物運送における取引慣行などからトラック運送事業者の努力だけでは改善が困難な問題が存在しています。

重要な社会インフラである物流が滞らないようにするために、そしてトラック運転者の長時間労働を改善していくためには、荷主企業とトラック運送事業者の双方が歩み寄り、そして協力しあって、取引環境の適正化に取り組むことが必要不可欠です。

このセミナーでは、厚生労働省と国土交通省が協力して、トラック運転者の労働時間短縮のために荷主企業とトラック運送事業者が具体的に取り組む事項の解説などを行い、荷主企業とトラック運送事業者の双方に役立つノウハウを提供します。セミナーは事前申込制で、参加無料です。申し込みは「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」からオンラインで行うことができます。

セミナーの概要は以下のとおりです。

【「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」の概要】

1 開催日・開催会場

全国47都道府県で全50回開催します（東京都、大阪府、福岡県は各2回、それ以外の道府県は各1回開催）。各回の開催日や開催会場は次ページの参考資料1をご覧ください。

2 セミナープログラム（予定）（参考資料2：[セミナーの全国版リーフレット](#)）

- (1) 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の説明
- (2) 「ホワイト物流」推進運動についての説明
- (3) 改正労働基準法のポイントについての説明

3 申し込み方法

「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト※」からオンラインで参加の申し込みができます。参加希望回を選択し、必要事項を入力の上、申し込みをお願いします。※ <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

情報の詳細は次のURLからご覧ください。（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06786.html

セミナースケジュール(都道府県順)

参考資料1

No.	ブロック	都道府県	日程	時間	会場名称	部屋名	住所
1	北海道	北海道	2019/10/15 火	13:00~16:00	北海道トラック総合研修センター	4階大会議室	北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-10
2	東北	青森県	2020/01/30 木	13:00~16:00	青森県トラック協会研修センター	2階大研修室	青森県青森市大字荒川字品川111-3
3	東北	岩手県	2019/12/16 月	13:00~16:00	マリオス(盛岡地域交流センター)	18階188会議室	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
4	東北	宮城県	2020/02/19 水	13:00~16:00	トーネットホール(仙台市民会館)	B1階展示室	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1
5	東北	秋田県	2020/01/14 火	13:00~16:00	秋田市文化会館	大会議室	秋田県秋田市山王七丁目3番1号
6	東北	山形県	2020/01/23 木	13:00~16:00	山形県トラック協会	第1・2会議室	山形県天童市蔵増1465-16
7	東北	福島県	2020/02/18 火	13:00~16:00	福島県トラック協会 県中研修センター	大研修室	福島県郡山市喜久田町御三丁目5番地
8	関東	茨城県	2019/10/21 月	13:00~16:00	ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)	小ホール	茨城県水戸市千歳町東久保697番地
9	関東	栃木県	2020/01/31 金	13:00~16:00	栃木県トラック協会	本館2階研修室	栃木県宇都宮市八千代1-5-12
10	関東	群馬県	2019/11/19 火	13:00~16:00	群馬県トラック協会	大研修室	群馬県前橋市野中町595
11	関東	埼玉県	2019/12/09 月	13:00~16:00	埼玉会館	3C会議室	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4
12	関東	千葉県	2019/11/08 金	13:00~16:00	千葉県トラック総合会館	研修室	千葉県千葉市美浜区新港212-10
13	関東	東京都(1)	2020/01/20 月	13:00~16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
14	関東	東京都(2)	2020/02/07 金	13:00~16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
15	関東	神奈川県	2019/10/30 水	13:00~16:00	神奈川県トラック協会	7階大研修室	神奈川県横浜市長北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館
16	北陸信越	新潟県	2019/11/21 木	13:00~16:00	新潟県トラック協会	大研修室	新潟県新潟市新光町6-4
17	北陸信越	富山県	2019/12/19 木	13:00~16:00	富山県トラック協会	3階研修室	富山県富山市婦中町島本郷1番地5
18	北陸信越	石川県	2019/12/18 水	13:00~16:00	石川県地産産業振興センター	研修室5	石川県金沢市鞍月2丁目1番地
19	中部	福井県	2019/10/17 木	13:00~16:00	福井県産業会館	本館展示場	福井県下六条町103番地
20	関東	山梨県	2020/01/24 金	13:00~16:00	山梨県地産産業センター	大会議室	山梨県甲府市東光寺3-1-3-2 5
21	北陸信越	長野県	2020/02/04 火	13:00~16:00	長野県トラック協会	研修ホール	長野県長野市南長池710-3
22	中部	岐阜県	2019/11/18 月	13:00~16:00	ウーグプラザ岐阜	大ホール	岐阜県岐阜市鶴舞町2-6-7
23	中部	静岡県	2020/03/09 月	13:00~16:00	静岡県トラック協会	大会議室	静岡県静岡市駿河区池田126-4
24	中部	愛知県	2020/02/20 木	13:00~16:00	ウイングあいち	1202号室	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
25	中部	三重県	2020/02/10 月	13:00~16:00	津センターバリス	ホール	三重県津市大門7番15号
26	近畿	滋賀県	2019/10/23 水	13:00~16:00	滋賀県トラック協会	大ホール	滋賀県守山市木浜町2298番地の4
27	近畿	京都府	2019/11/26 火	13:00~16:00	京都自動車会館	7.8会議室	京都府京都市伏見区竹田向代町51-5
28	近畿	大阪府(1)	2019/12/11 水	13:00~16:00	大阪府トラック協会	会議室	大阪府大阪市城東区曙野西2-11-2
29	近畿	大阪府(2)	2020/01/15 水	13:00~16:00	岸和田市立浪切ホール	小ホール	大阪府岸和田市港緑町1-1
30	近畿	兵庫県	2019/12/10 火	13:00~16:00	神戸市産業振興センター	会議室901	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号(神戸ハーバーランド内)

No.	トピック	都道府県	日程	時間	会場名称	部屋名	住所
31	近畿	奈良県	2019/11/27 水	13:00~16:00	奈良県トラック会館	第2会議室	奈良県大和郡山市額田部北町981-6
32	近畿	和歌山県	2019/11/06 水	13:00~16:00	和歌山ビッグ愛	展示ホール	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
33	中国	鳥取県	2020/02/27 木	13:00~16:00	鳥取県立倉吉未来中心	セミナールーム3	鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 (倉吉パークエリア内)
34	中国	島根県	2020/02/26 水	13:00~16:00	島根県立産業交流会館 (くにびきメッセ)	大会議室501	島根県松江市学園南1丁目2-1
35	中国	岡山県	2020/01/17 金	13:00~16:00	岡山商工会議所	大会議室101,102	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15
36	中国	広島県	2020/03/16 月	13:00~16:00	広島県トラック総合会館	大研修室	広島県広島市東区光町二丁目1-18
37	中国	山口県	2020/03/17 火	13:00~16:00	山口南総合センター	多目的ホール	山口県山口市名田島1218番地1
38	四国	徳島県	2019/11/25 月	13:00~16:00	アステイトくしま (徳島県立産業観光交流センター)	第2特別会議室	徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1
39	四国	香川県	2019/12/13 金	13:00~16:00	サンメッセ香川	ホールB	香川県高松市林町2217-1
40	四国	愛媛県	2020/02/21 金	13:00~16:00	愛媛県トラック協会	大会議室1	愛媛県松山市井門町1081-1
41	四国	高知県	2019/12/06 金	13:00~16:00	高知県立県民文化ホール	第6多目的室	高知県高知市本町4丁目3-30
42	九州	福岡県(1)	2019/11/14 木	13:00~16:00	福岡県トラック総合会館	402会議室	福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-8
43	九州	福岡県(2)	2020/01/28 火	13:00~16:00	ウエルトピア	多目的ホール	福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号
44	九州	佐賀県	2019/10/29 火	13:00~16:00	佐賀県トラック協会 研修会館	大会議室	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号
45	九州	長崎県	2019/10/28 月	13:00~16:00	長崎県勤労福祉会館	講堂	長崎県長崎市桜町9-6
46	九州	熊本県	2019/12/03 火	13:00~16:00	くまもと県民交流会館	会議室1	熊本県熊本市中央区手取本町8番9号 テリア(まもどビル)
47	九州	大分県	2020/01/21 火	13:00~16:00	大分県トラック協会	大会議室	大分県大分市向原西1丁目1-27
48	九州	宮崎県	2020/02/06 木	13:00~16:00	宮崎市民プラザ	大会議室	宮崎県宮崎市楠通西1丁目1番2号
49	九州	鹿児島県	2019/10/31 木	13:00~16:00	かごしま県民交流センター	大研修室 第4	鹿児島県鹿児島市山下町14-50
50	九州	沖縄県	2019/11/12 火	13:00~16:00	九州沖縄トラック研修会館	第1研修室	沖縄県那覇市港町2丁目5番23号

陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和元年10月〕					
第5種(15年間)	・小林運送有限会社本社営業所	群馬県支部	第3種(7年間)	・株式会社ロビン	埼玉県支部
	・有限会社野村運輸本社営業所	群馬県支部	第2種(5年間)	・有限会社霊山クリーン	福島県支部
第4種(10年間)	・株式会社本島運送	栃木県支部	第1種(3年間)	・東北クリーン運輸株式会社福島営業所	福島県支部
	・株式会社S.T.P.サービス	京都府支部			

業種別労働災害発生状況（令和元年速報）

令和元年10月7日現在

業種	項目	死亡						死傷					
		令和元年1月～9月 [速報値]		平成30年1月～9月 [速報値]		前年比較		令和元年1月～9月 [速報値]		平成30年1月～9月 [速報値]		前年比較	
		死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		548	100.0	577	100.0	-29	-5.0	79,591	100.0	81,452	100.0	-1,861	-2.3
製造業		92	16.8	111	19.2	-19	-17.1	17,352	21.8	18,134	22.3	-782	-4.3
鉱業		5	0.9	0	0.0	5	-	135	0.2	133	0.2	2	1.5
建設業		173	31.6	203	35.2	-30	-14.8	9,790	12.3	9,943	12.2	-153	-1.5
交通運輸事業		7	1.3	9	1.6	-2	-22.2	1,997	2.5	2,230	2.7	-233	-10.4
陸上貨物運送事業		60	10.9	57	9.9	3	5.3	10,043	12.6	10,318	12.7	-275	-2.7
港湾運送業		5	0.9	5	0.9	0	0.0	275	0.3	223	0.3	52	23.3
林業		29	5.3	24	4.2	5	20.8	878	1.1	929	1.1	-51	-5.5
農業、畜産・水産業		18	3.3	11	1.9	7	63.6	1,806	2.3	1,818	2.2	-12	-0.7
第三次産業		159	29.0	157	27.2	2	1.3	37,315	46.9	37,724	46.3	-409	-1.1

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和元年1月～9月）

令和元年10月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
製造業	92	13	3	7	4	11	35	5	0	14	
建設業	173	71	4	10	22	16	16	16	0	18	
交通運輸事業	7	2	0	0	0	0	0	5	0	0	
その他	216	45	6	11	5	27	17	45	0	60	
陸上貨物運送事業	60	11	1	4	2	4	5	27	0	6	
同上対前年増減		3	4	1	1	0	1	-1	-1	0	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和元年1月～9月）

令和元年10月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
同上対前年増減		-275	-19	-212	-8	-67	9	26	23	-21	4	21	-31

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

陸運業 死亡災害の概要（令和元年 9 月）

令和元年 10 月 7 日現在 速報
陸運労災防止協会調べ

災害発生年月日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	職種	経験期間	取得免許・資格等	免許・資格等有無	被災時の作業内容
令和元年 9月17日	交通事故 (道路)	トラック	一般貨物 自動車運送業	男性	57	貨物自動車運転者	7年	その他の 資格	有	トラックの運転
トラックで走行中、渋滞中の最後尾のトレーラーに追突し、その勢いで3台の玉突き事故となり、被災者は胸部を圧迫され、同日死亡したものの。										
令和元年 9月11日	はさまれ、 巻き込まれ	トラック	一般貨物 自動車運送業	男性	58	運転者	33年		無	
被災者が構内で、低速で走行してきたトラックの前輪にひかれ、2～3mひきずられ両足大腿部のデグロビング損傷（皮膚離脱）を負ったもの。病院に搬送されたが翌日死亡したものの。										
令和元年 9月5日	交通事故 (道路)	トラック	一般貨物 自動車運送業	男性	67	貨物自動車運転者	42年	その他の 資格	無	大型貨物自動車の運転
線路沿いの一方通行の市道を走行してきた大型トラック(13.2t)が、市道から踏切を右折しようとして切り返し、踏切内で立ち往生している際、列車がトラック側面に衝突し、トラックは大破炎上、列車は先頭車両等が脱線した。この衝突で、トラックを運転していた労働者が車外に放出され死亡。										
令和元年 9月5日	おぼれ	水	一般貨物 自動車運送業	男性	50	貨物自動車運転者	6年		無	車庫へ戻るための トラックの運転
被災者は、荷下ろし後に車庫に戻るため運転していたが、鉄道高架下の道路に入った際に被災者の運転する4tトラックが水没した。災害発生日に、被災者より所属事業場に4tトラックが水没し動けなくなった旨の連絡があったが、以降、連絡が取れなくなった。その後、同日警察により被災者が発見され、死亡が確認された。										
令和元年 9月3日	交通事故 (道路)	トラック	一般貨物 自動車運送業	男性	58	運転者	6年		無	トラックの運転
国道(片側2車線道路の左側)をトラックで走行中、左ガードレールに接触し側道にそれ、道路沿いにある店舗入り口付近に衝突し、外傷性出血性ショックにより死亡したものの。										

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります

令和元年 1 月～8 月の陸運業死亡災害の概要については、陸災防ホームページ「会員専用サイト」に掲載

【厚生労働省からのお知らせ】

「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」
をご活用ください

～荷主企業向け、トラック運送事業者向けのコンテンツを多数掲載～

厚生労働省は、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を、9月6日(金)に開設しました。このポータルサイトは、貨物を運送するトラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策などを、広く国民、荷主企業、トラック運送事業者の皆さまに向けてお知らせするために開設したものです。

トラック運転者は、他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあります。その背景には、荷主や配送先の都合により、長時間の荷待ち時間（貨物の積み込みや荷下ろしの順番を待つ時間）や、手荷役（手作業での貨物の積み込みや荷下ろし）が発生するなど、貨物運送における取引慣行などからトラック運送事業者の努力だけでは改善が困難な問題が存在しています。

このため、トラック運転者の長時間労働を改善していくためには、荷主企業とトラック運送事業者の双方が歩み寄り、そして協力しあって、取引環境の適正化に取り組むことが必要不可欠です。

このポータルサイトでは、国土交通省が開設している「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」と連携しつつ、荷主企業とトラック運送事業者の双方に役立つ情報を提供していきます。

お知らせの詳細については次の URL からご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06452.html

ポータルサイトは次の URL からご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をこのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 総務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561